コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

TOKYO PRINTING INK MFG. CO., LTD.
最終更新日:2015年11月12日
東京インキ株式会社
代表取締役社長 大橋淳男
問合せ先:総務部
証券コード:4635
http://www.tokyoink.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の企業理念は、企業基盤の安定と、企業体質の強化を経営の重要課題とし、顔料加工事業とその周辺分野に深く係わるメーカーとして、これまで培ってきた知識を活かし、最新の技術を織り込んだ高品質で環境にやさしい製品の提供により、広く社会に貢献することにあります。
その実現のため、当社はコーポレート・ガバナンスについて、経営の透明性・健全性、遵法性の確保、各ステークホルダーへの説明責任の重視・徹底、迅速かつ適切な情報開示、経営者並びに各層の経営管理者の責任の明確化を基本理念として経営にあたっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
共同印刷株式会社	2,407,839	8.83
東京インキ取引先持株会	1,400,000	5.13
東京インキ従業員持株会	1,355,325	4.97
有限会社久栄	1,100,000	4.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口)	1,031,000	3.78
東京海上日動火災保険株式会社	956,686	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	948,000	3.47
株式会社みずほ銀行	668,500	2.45
有限会社大葉志	660,000	2.42
三井住友信託銀行株式会社	622,000	2.28

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
榊　由之	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
榊　由之	○	榊由之氏は、当社の取引先である三井化学株式会社の業務執行者（取締役）として勤務されておりました。	榊由之氏は社外取締役で当社の取引先である三井化学株式会社の業務執行者（取締役）として勤務されておりましたが、退任されてからすでに約8年が経過しており、当社と本人の出身会社である三井化学株式会社との取引金額は、連結売上高の約1.1%（2015年3月期実績）であります。以上の理由から一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立役員に指定いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との間においては、監査計画書に基づき、さらに必要に応じ、適宜会合、打合せを行い、適確な監査の実施を確保しております。
また、社内組織として社長直属の統制監査部および内部統制委員会を設置し、子会社を含めた事業グループ全体の業務遂行状況について、手続の妥当性や有効性、および法令・社内規程等の遵守といった観点から監査を行い、監査役と統制監査部および内部統制委員会は相互の意見交換を行い、監査計画に基づき連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
重田　安治郎	他の会社の出身者										△			
梶山　正義	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
重田　安治郎	○	重田安治郎氏は、当社の取引先である三井化学株式会社の業務執行者（部長職）として勤務されておりました。	重田安治郎氏は社外監査役で当社の取引先である三井化学株式会社の業務執行者（部長職）として勤務されておりましたが、退任されてからすでに約8年が経過しており、当社と本人の出身会社である三井化学株式会社との取引金額は、連結売上高の約1.1%（2015年3月期実績）であります。以上の理由から一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役として独立役員に指定いたします。
梶山　正義	○	梶山正義氏は、当社の大株主および取引先である共同印刷株式会社の業務執行者（取締役）として勤務されておりました。	梶山正義氏は社外監査役で当社の大株主および取引先である共同印刷株式会社の業務執行者（取締役）として勤務されておりましたが、本人の出身会社である共同印刷株式会社は、金融商品取引法で規定する主要株主でない上に、当社との取引金額は、連結売上高の約0.8%（2015年3月期実績）であります。以上の理由から一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役として独立役員に指定いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員賞与による処遇を行っており、実施しておりません。なお、2015年6月26日開催の第143回定時株主総会の終結の時をもって取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期における取締役の報酬額は、124百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合においては、管理部門各部との連携を強化することとし、当面当該使用人はおかないこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役制度を採用しております。取締役会は6名（うち社外取締役1名）の取締役で構成されており、取締役会を毎月定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定および業務執行の監督を行っております。また、経営環境の変化に迅速に対応すべく、すべての取締役および監査役による経営会議を開催し、重要な経営課題の検討を行っております。さらに、平成21年4月より、経営の意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、業務執行と経営の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は、平成27年6月29日現在、取締役との兼務者を含めて13名で、毎月執行役員会を開催し、業務執行の確認を行っております。なお、定款に規定する取締役の員数は、取締役が11名以内、監査役が4名以内であります。法律上の判断が必要な場合には、顧問弁護士に適切な助言を受けております。会計監査については、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、期中を通じて随時監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役3名（うち社外監査役2名）から構成される監査役会を中心として客観的な視点での経営監視および業務執行の監視を実施しております。さらに平成27年6月26日開催の当社第143回定時株主総会において社外取締役を1名選任しており、期待される独立した立場での監督機能は充分に果たされると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主に議案を十分理解していただくため、法に規定する発送日より早期に招集通知を発送するよう、努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループ全社員が守るべき東京インキグループ行動規範に「私たちは、企業の透明性を高めます」と規定し、当社ホームページに掲載しております。 http://www.tokyoink.co.jp/csr/csr01.html	
IR資料のホームページ掲載	掲載資料：有価証券報告書、決算短信、四半期報告書、中間事業報告書、事業報告書、適時開示資料、株式事務手続き http://www.tokyoink.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部門総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念は、企業基盤の安定と、企業体質の強化を経営の重要課題とし、顔料加工事業とその周辺分野に深く係わるメーカーとして、これまで培ってきた知識を活かし、最新の技術を織り込んだ高品質で環境にやさしい製品の提供により、広く社会に貢献することにあります。その実現のため、当社はコーポレート・ガバナンスについて、経営の透明性・健全性、遵法性の確保、各ステークホルダーへの説明責任の重視・徹底、迅速かつ適切な情報開示、経営者ならびに各層の経営管理者の責任の明確化を基本理念として経営にあたっております。 http://www.tokyoink.co.jp/corporate/corp02.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業理念および当社グループ全社員が守るべき行動規範において、CSRの精神を規定し、取組んでおります。また当社ホームページへ環境方針等を掲載しております。 URL:http://www.tokyoink.co.jp/csr/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループ全社員が守るべき行動規範において、「私たちは、企業の透明性を高めます。」と規定し、適宜、適切な情報提供に努めております。 http://www.tokyoink.co.jp/csr/csr01.html

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年4月21日に内部統制システム構築の基本方針を制定し、その後、社会情勢の変化や当社の会議体の変更等により、改訂を重ねてまいりました。そして「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月14日開催の取締役会において本方針の改定を決議いたしました。内容は下記のとおりです。

⑴取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・全ての社員が守るべき行動規範を制定し、法令順守、企業倫理の徹底に取り組む。
・定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し、会社の重要事項の決定および重要な報告事項を報告する。
・全ての取締役および監査役で構成されている経営会議を月１回に加え、必要に応じて臨時経営会議を開催し、取締役会に付議すべき事項のうち、事前審議を要する事項および業務執行に関する重要事項の審議を実施する。
・公益通報者保護規程を制定し、会社業務の執行上の法令違反行為等の報告・相談窓口である「通報窓口」を社内および社外に設置する。
⑵取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
・取締役の職務の執行に係る情報については、従来からある取締役会議事録・経営会議議事録・執行役員会議事録を「文書管理規程」に基づいて、保存、管理する。
⑶損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・全社的なリスクを把握・評価し、適切な対応を行うために全社リスク管理委員会を設け、リスクの未然防止およびリスクの発生時の被害の最小化、再発防止が行える体制の充実を図る。
・統制監査部は、「内部統制の社内啓蒙活動」を通して、各業務におけるリスク認識の重要性について、周知徹底を図る。
⑷取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・経営上の重要事項については、経営会議の事前審議を経て、取締役会に上程し、決定される。
・取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・分掌」および「責任・権限」の明示を行い、それぞれの責任および権限を明確化する。
⑸使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・全ての社員が守るべき行動規範を制定し、法令順守、企業倫理の徹底に取り組む。
・行動規範を実践するため、およびコンプライアンス活動を推進するためにコンプライアンス強化委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
・統制監査部は、全事業所において啓蒙活動を行う。
⑹当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理を行い、当社が子会社から定期的に報告を受ける体制を整備し、子会社の効率的な職務の運営を図る。
・統制監査部は子会社を含めた当社グループ全体の業務遂行状況の監査を行う。
⑺監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。なお、当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従う。
⑻取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・監査役は社長および全取締役とそれぞれ定期的に会合を持ち、会社の重要事項への取組状況の報告を受ける。
・監査役は職務執行に関しての全取締役との面談および管理部門各部との月次会議を実施し、実務報告を受ける。
・監査役は、取締役会・経営会議・執行役員会など社内の重要会議に出席する。
・当社グループの取締役および使用人からその職務執行に関して、重大な法令および定款違反、または会社に重大な損失を与える事実が発生するおそれがある旨の報告を監査役に行った取締役および使用人に対し、不利益な取扱いをすることを禁止する。
⑼その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、取締役会・経営会議・執行役員会など社内の重要会議に出席する。
・監査役は、会計監査人との間および統制監査部との間で、定期的に意見交換を行う等、相互に連携を図り監査を実施する。
・監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役および使用人から説明をもとめ、それに対し取締役および使用人は速やかかつ適切な報告を行う。
⑽財務報告の信頼性を確保するための体制
・金融商品取引法の定めに従って、財務報告の信頼性を確保するために財務報告に係る内部統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図る。
⑾反社会的勢力を排除するための体制
・全ての社員が守るべき行動規範に則り、警察当局や関係機関などと十分に連携し、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体とは一切関係を持たない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループ全社員が守るべき東京インキグループ行動規範において「私たちは、反社会的な勢力とは一切関係を持ちません。」と規定し、周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレートガバナンス体制

